

地域薬学ケア専門薬剤師 Q&A ver.5

<制度に関して>

Q1：「地域薬学ケア専門薬剤師」と「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の新規認定要件で異なる所を教えてください。

A1：「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」では、地域薬学ケア専門薬剤師の要件に以下の要件が追加されます。

1. 「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」において、本学会の定めた副領域（がん）の研修コアカリキュラム（カンファレンスへの参加を含む）に従って、地域薬学ケアに関する5年以上の研修歴を有する
2. 専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義参加1回以上に加えて、がん専門薬剤師集中教育講座参加1回以上
3. 自ら5年で薬学的管理を行った症例報告50症例（4領域以上の疾患、1領域につき5症例以上）に加えて、がん領域における薬学的管理を行った症例報告20症例
4. がん領域に関する学会発表2回以上（年会で筆頭発表1回含む）もしくは、がん領域の論文1報以上（筆頭）

Q2：「地域薬学ケア専門薬剤師」と「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の両方を取得したい場合、両方の申請が必要か？

A2：「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」は副領域のため、「地域薬学ケア専門薬剤師」の上乗せ資格となります。したがって、「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」で申請をしてください。

Q3：病院に勤務している病院薬剤師の場合、地域薬学ケア専門薬剤師の申請は可能か？

A3：地域薬学ケア専門薬剤師の申請要件として、「申請時に薬局に常勤として勤務していること」が求められます。したがって、病院に勤務している薬剤師の申請は認められません。

<認定・審査に関して>

Q1：「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の更新要件について必要な症例報告数を知りたい。
また、更新にあたりがんの症例は必要か？

A1：更新までの5年で自ら薬学的管理を行った症例報告20症例＋がん領域における症例報告4症例（必須要件）が必要です。

Q2：「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の認定を受けている。都合により、がん専門薬剤師集中教育講座を受けることができなかった。このため、がんについてのテーマが含まれる専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義に参加した。更新要件は満たせるか？

A2：満たせません。がん専門薬剤師集中教育講座参加は、更新における必須要件です。

Q3：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った。地域薬学ケア専門薬剤師新規取得のための必須要件である学会発表2回のうち1回満たしたことにしてもよいのか？

A3：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った場合、学会発表2回のうちの1回を満たしたことはなりません。一般演題で口頭あるいはポスター発表を行った場合に1回とカウントできます。

Q4：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った。学会参加・発表として単位を認められるのか？

A4：医療薬学会年会のシンポジウムでの発表は、オプション単位として、筆頭であれば5単位、共同発表であれば2単位が認定されます。

Q5：がん専門薬剤師集中教育講座に出席した。地域薬学ケア専門薬剤師制度では単位認定されるのか？

A5：15単位が認定されます。こちらは、「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の新規・更新申請では単位取得は必須要件になります。一方、地域薬学ケア専門薬剤師ではオプションの単位であることにご留意ください。

Q6：地域薬学ケア専門薬剤師は論文査読を行っても単位にならないのか？

A6：地域薬学ケア専門薬剤師では論文査読を行っても単位になりません。

Q7：地域薬学ケア指導薬剤師の要件について、医療薬学誌の査読を行った。査読論文は不採択になった場合でも単位が認められるのか？

A7：不採択でも単位は認められます。

Q8：症例報告は、保険請求したものに限るのか？

A8：保険請求の有無は問いません。

Q9：症例報告 50 症例の 4 領域以上の疾患に関して、領域の分類を知りたい。

A9：領域の分類は、以下の通り

【領域の分類】

1. 精神疾患
2. 神経・筋疾患
3. 骨・関節疾患
4. 免疫疾患
5. 心臓・血管系疾患
6. 腎・泌尿器疾患
7. 産科婦人科疾患
8. 呼吸器疾患
9. 消化器疾患
10. 血液および造血器疾患
11. 感覚器疾患
12. 内分泌・代謝疾患
13. 皮膚疾患
14. 感染症
15. 悪性腫瘍
16. その他（1 から 15 までのいずれにも分類されない疾患、または自己治療や公衆衛生に関する相談事例など）

Q10：「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」では、発表や論文のテーマはがん関連のテーマであることが求められるのか？

A10：発表や論文のテーマはがん領域に関することが求められます。

Q11：講習会・集合研修、学会発表の単位の概要を知りたい。

A11：下記の通り。

研修会等の種類		参加	筆頭発表	共同発表
1	日本医療薬学会年会（3日）	10単位	5単位	2単位
2	専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義（2日）	15単位		
3	がん専門薬剤師集中教育講座（2日）	15単位		
4	医療薬学公開シンポジウム（1日）	5単位	5単位	2単位
5	フレッシュャーズ・カンファレンス（1日）	5単位	5単位	2単位
6	臨床研究セミナー（1日）	5単位	5単位	2単位
7	上記以外の日本医療薬学会が主催・共催するセミナー	1単位/1時間		
8	日本薬剤師会学術大会	5単位	5単位	2単位
9	日本医療薬学会が認定する他団体のセミナー	1単位/2時間		

Q12：論文掲載・論文査読の単位の概要を知りたい。

A12：下記の通り。なお、3の論文査読については、指導薬剤師のみ単位の対象となります。

学術論文の種類		筆頭発表	共同発表
1	医療薬学関連の日本語論文（査読あり）	10単位	5単位
2	医療薬学関連の英語論文（査読あり）	20単位	10単位
3	医療薬学誌あるいはJPHCS誌の投稿論文査読（1報につき、不採択であっても対象となる）	0.5単位	

Q13：「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の症例報告20症例は、その他の症例報告50症例と重複は認められるのか？

A13：重複は認められません。

Q14：「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」のがん領域における症例報告20症例は、緩和ケアのものでも認められるか。

A14：緩和ケアのみの症例は5症例までは認められます。

Q15：症例報告であっても、査読を経て学術誌に掲載されたものであれば、学術論文の単位として認められるのか？

A15：単位として認められます。

Q16：非会員であった時の論文や学会発表は、実績としては無効になるか？

A16：論文や発表に関しては、実績時期は問いません。非会員時の論文や学会発表も実績として有効です。

Q17：薬物療法集中講義やがん専門薬剤師集中教育講座、年会への参加については、いつのものまでが認められるか？

A17：申請から5年以内のものが対象となります。

Q18：申請年度に開催される年会に参加予定の場合、申請時点では年会が開催されていなくても参加単位としてカウントして申請してよいか？

A18：事前に参加登録をしている場合は、暫定的に参加単位とみなされます。事実確認のため、指定する期間内に、参加を証明する書類の提出が必要です。

Q19：学会発表に、日本薬剤師会の学術大会は含まれるか。

A19：日本薬剤師会の学術大会は、学会発表の対象となります。

Q20：「その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師」とは何か

A20：現時点では、神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度、石川県薬剤師会生涯学習認定制度、医薬品ライフタイムマネジメント(DLM)認定薬剤師研修制度の3制度です。

Q21：クレジット単位数の証明のための参加証明書を紛失した場合、何か代替で証明書として使えるものはあるか。

A21：講習会や学会等によって異なりますので、主催者へお問合せください。

<研修施設の認定・審査に関して>

Q1:「地域薬学ケア専門薬剤師(がん)」の基幹施設は、がん専門薬剤師研修施設(基幹施設)の認定を受けている施設でなければならないか?

A1:地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(基幹施設)と、がん専門薬剤師研修施設(基幹施設)の2つの認定を受けている必要があります。

Q2:地域薬学ケア専門薬剤師の基幹施設は薬局でもなれるのか?

A2:基幹施設は病院に限られます。

Q3:地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(連携施設)における専門薬剤師等の在籍条件について知りたい。

A3:「地域薬学ケア指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」、「地域薬学ケア専門薬剤師(暫定を含む)」、「薬物療法専門薬剤師」、「がん専門薬剤師」、「医療薬学専門薬剤師(暫定を含む)」、あるいは下記1~4の条件を満たす薬剤師いずれか1名以上が常勤として勤務していることが求められます。

1. 本学会会員
2. 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師、日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)クリニカルラダー5以上、その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師のいずれかを有している
3. 日本薬剤師研修センター主催の薬剤師生涯学習達成度確認試験合格
4. 地域薬学ケア専門薬剤師新規取得要件に相当する学会発表または論文掲載の研究業績

Q4:地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(連携施設)における「月に2回以上の患者薬学管理に関する検討会」とは、どのようなものを指すのか。

A4:自薬局に勤務している薬剤師間で行う症例検討会を指します。

<研修に関して>

Q1:地域薬学ケア専門薬剤師制度における、基幹施設で行われる研修ガイドラインに沿った「継続的な指導」とは、具体的に何回程度の指導が求められるのか? また、カンファレンスの時間等は定められているのか?

A1:指導薬剤師は、月に3~4回以上 対面指導(あるいはWebを介した対面指導)が求められます。カンファレンスの時間は、開催形態やカンファレンスの種類によって異なるため、特に規定しておりません。なお、コロナ禍であることに鑑み、当面の間、webを介した指導(カンファレンス参加および対面指導)の比率については制限を設けません。

Q2：研修生に対して「継続的な指導」を行いたいのだが、忙しい時にも対応できるようにメールを用いた指導を考えている。指導方法としてメールを用いてもよいか？

A2：対面指導あるいは Web を介した対面指導が求められます。メールのみでの指導は認められません。

Q3：指導薬剤師が研修全体を統括できていれば、他の薬剤師による指導も認められるか？

A3：実際の指導は他の薬剤師によるものでも構いませんが、指導薬剤師が研修全体を統括してください。